



タンキちゃん

組合員の皆様へ

医療費の全額を負担したときの請求手続

やむを得ない理由で組合員証等を使用できなかったときは、医療費の全額を医療機関等の窓口へ支払う必要があります。このような場合でも、かかった医療費の全額を一時立替払いし、あとで請求して療養費（被扶養者の場合は家族療養費）として、払い戻しを受けることができます。

下記のとおり請求書に必要な書類を添付して所属所(学校等)を通じて共済組合に提出してください。医療機関等へ支払った金額から自己負担額を除いた共済組合の負担分を支給します。

自費診療扱いとなり、全額自己負担した場合

支給要件

- ・旅先での急病などで、組合員証等を携帯していなかった場合
- ・組合員資格取得手続き中や被扶養者認定手続き中などで、組合員証等が手元に届く前に診療を受けた場合

提出書類

請求書は、診療月、医療機関、入院・外来、受診者の単位ごとに作成してください。

療養費及び一部負担金払戻金請求書・家族療養費及び同附加金請求書

(添付書類)

診療報酬領収済明細書(原本)

又は

診療(調剤)報酬明細書(原本)と医療機関の領収書の原本

※診療報酬明細書は受診した医療機関等へ依頼してください。



各様式については、公立学校共済組合京都支部のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

【自費で支払った治療費の請求手続】

<https://www.kouritu.or.jp/kyoto/tetsuduki/chiryu/jihi/index.html>

お問い合わせ 公立学校共済組合京都支部
(京都府教育庁管理部福利課)

給付係 ☎075-414-5808